

図 1(2) 対象事業実施区域内の現存植生図 (拡大図 1)



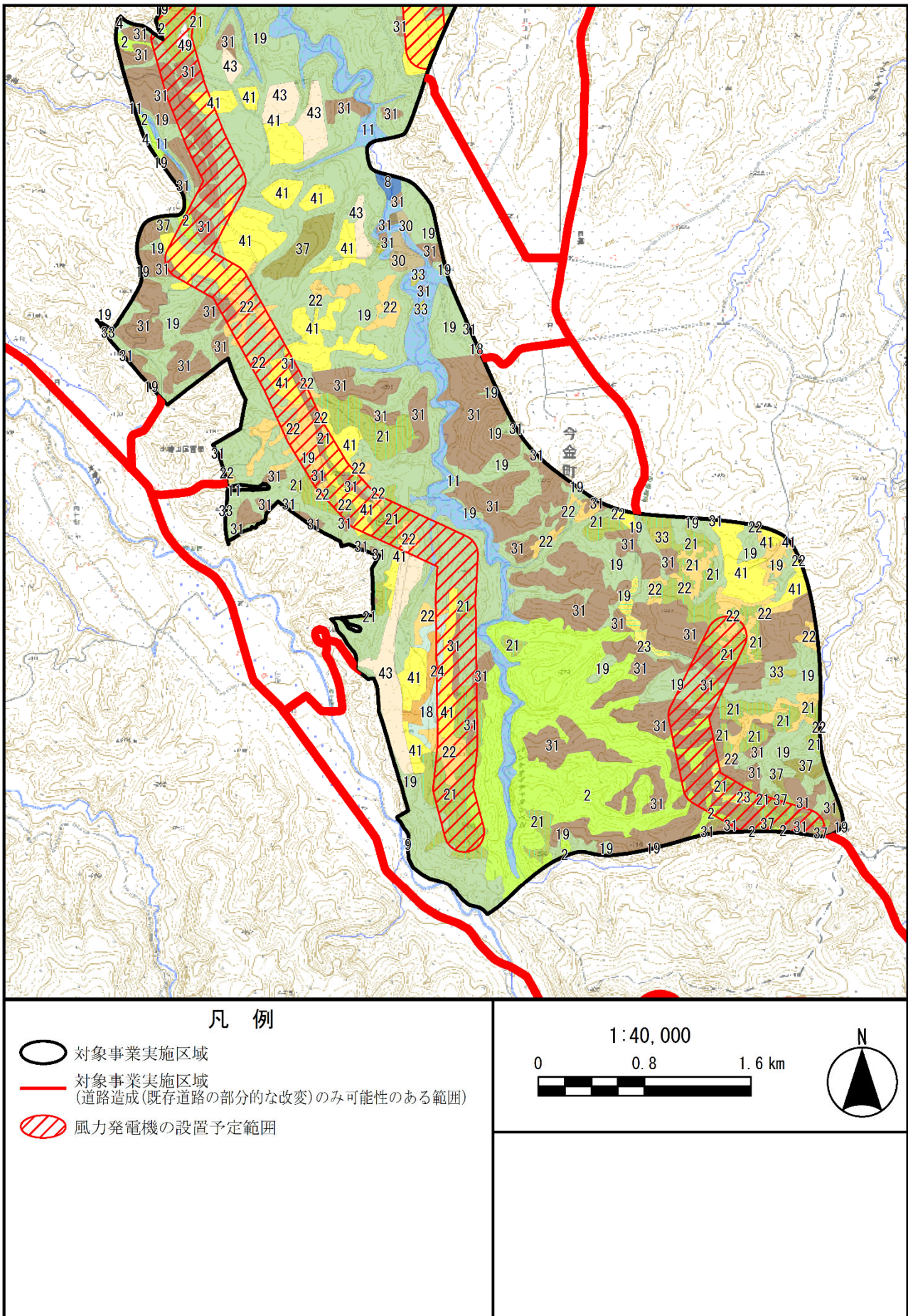


図1(3) 対象事業実施区域内の現存植生図 (拡大図2)



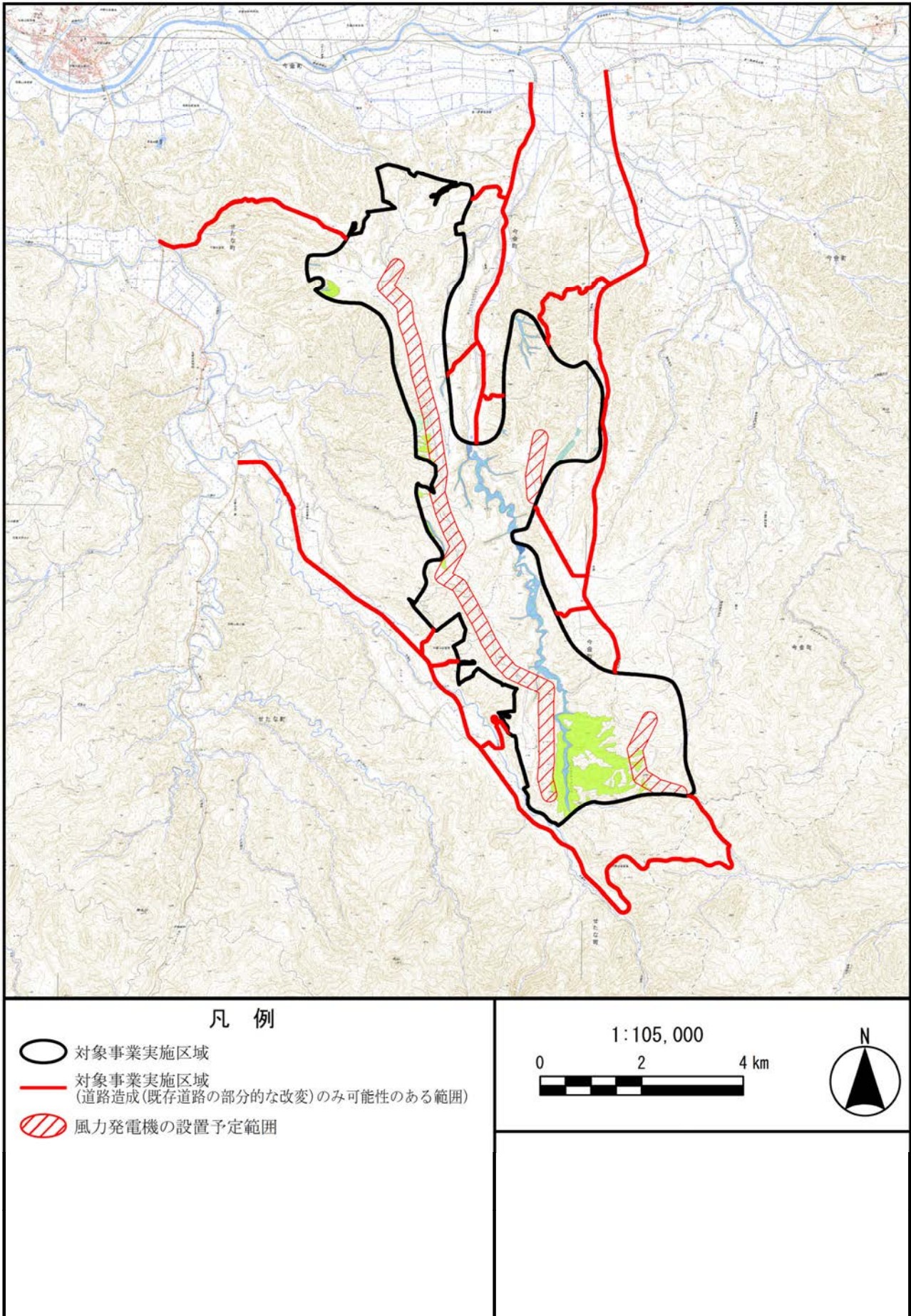


図2 対象事業実施区域内に分布する植生自然度9に相当する群落

⑤ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年条約第7号）の第11条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

⑥ 都市緑地法により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和48年法律第72号、最終改正：令和5年6月16日）の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑦ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく鳥獣保護区は、表3.2-47及び図3.2-18のとおりであり、対象事業実施区域（道路造成（既存道路の部分的な改変）のみ可能性のある範囲）に今金八束鳥獣保護区があり、対象事業実施区域の周囲に北檜山浮島鳥獣保護区及び北檜山鳥獣保護区がある。

表 3.2-47 鳥獣保護区指定状況

名称	区分	面積 (ha)	期限
北檜山浮島鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	34	令和13年9月30日
北檜山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	507 (特別保護地区90)	令和13年9月30日
今金八束鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	99	令和7年9月30日

[「令和5年度（2023年度）鳥獣保護区等位置図」（北海道、令和5年）より作成]

$$L=L_0-15\log_{10}(r/r_0)-8.68\alpha(r-ro)$$

[記号]

- $L$  : 予測地点における振動レベル (デシベル)
- $L_0$  : 基準点における振動レベル (デシベル)
- $r$  : ユニットの稼働位置と予測地点の間の距離 (m)
- $r_0$  : ユニットの稼働位置と基準地点の間の距離 (5.0m)
- $\alpha$  : 内部減衰係数 (未固結地盤 : 0.01、固結地盤 : 0.001)

工事種別	ユニット	地盤 種類	基準点 振動 レベル ( $L_0$ )	ユニット位置からの距離 (m)			
				10	25	50	100
掘削工	土砂掘削	未固結地盤	53	48	41	34	25
	軟岩掘削	固結地盤	64	59	53	49	44
	硬岩掘削	固結地盤	48	43	37	33	28
盛土工	盛土 (路体、路床)	未固結地盤	63	58	51	44	35
法面整形工	法面整形 (掘削部)	固結地盤	53	48	42	38	33
路床安定処理工	路床安定処理	未固結地盤	66	61	54	47	38
法面吹付工	法面吹付	未固結地盤	48	43	36	29	20
場所	オールケーシング工	未固結地盤	63	58	51	44	35
打設工	硬質地盤オールケーシング工	未固結地盤	61	56	49	42	33
	リバースサーキュレーション工	未固結地盤	54	49	42	35	26
	アースドリル工	未固結地盤	56	51	44	37	28
	ダウンザホールハンマ工	未固結地盤	67	62	55	48	39



表 6.1-8 累積的な影響に係る環境影響評価の項目の選定

影 響 要 因 の 区 分				工 事 の 実 施			土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用	
				工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働
環 境 要 素 の 区 分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	騒音及び超低周波音	騒音	×	×			×
			低周波音（超低周波音を含む。）					×
			振動	振動	×			
	水環境	水質	水の濁り			×		
		底質	有害物質					
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					
			土地の安定性				×	
	その他	風車の影					×	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）				×	○	
		海域に生息する動物						
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）				×	×	
		海域に生育する植物						
生態系	地域を特徴づける生態系				×	×		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		×			×	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				×		
		残土				×		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量						

注：1. ■ は、「発電所アセス省令」第21条第1項第6号に定める「風力発電所 別表第6」に示す参考項目であり、■ は、同省令第26条の2第1項に定める「別表第13」に示す放射性物質に係る参考項目である。  
 2. 「○」は、複合的な影響を検討することとした環境影響評価の項目を示す。  
 3. 「×」は、表6.1-4で環境影響評価の項目として選定しているが、累積的な影響を検討しないこととした環境影響評価の項目を示す。

表 6.1-10 (2) 累積的な影響に係る環境影響評価の項目として選定しない理由

項 目		選定しない理由	
環境要素の区分		影響要因の区分	
生態系	地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	地域を特徴づける生態系に対する影響は対象事業実施区域近傍に限られ、検討対象とした他事業とは5km以上の十分な離隔があることから、選定しない。
		地形改変及び施設の使用、施設の稼働	地域を特徴づける生態系に対する影響は対象事業実施区域近傍に限られ、検討対象とした他事業とは5km以上の十分な離隔があることから、選定しない。
人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	現段階においては、長万部町、八雲町及びせたな町の生コン工場を使用する想定をしており、工事関係車両の主要な走行ルート分散化する計画であること、検討対象とした他事業とは離隔があることから選定しない。
		地形改変及び施設の使用	検討対象とした他事業とは5km以上の十分な離隔があり、両事業の影響は重複が考えられないことから、選定しない。
廃棄物等	産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	産業廃棄物は各事業において実行可能な範囲内で影響を回避又は低減することが必要となる項目であることから、選定しない。
	残土	造成等の施工による一時的な影響	残土は各事業において実行可能な範囲内で影響を回避又は低減することが必要となる項目であることから、選定しない。

表 6.1-9 累積的な影響に係る環境影響評価の項目として選定する理由

項 目		選定する理由
環境要素の区分	影響要因の区分	
動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	地形改変及び施設の存在、施設の稼働
動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	重要な種及び注目すべき生息地に対する影響は対象事業実施区域近傍に限られ、検討対象とした他事業とは 5km 以上の十分な離隔があるものの、渡り鳥は広域に飛翔することから、渡り鳥の飛翔経路について選定する。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	本事業で選定している主要な眺望点について、計画中の「（仮称）北海道八雲町風力発電事業」とは同一の視野に入る可能性があることから選定する。

表 6.1-10(1) 累積的な影響に係る環境影響評価の項目として選定しない理由

項 目		選定しない理由		
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	騒音及び超低周波音	騒音	工事用資材等の搬出入	検討対象とした他事業とは 5km 以上の十分な離隔があり、両事業の影響は重複が考えられないことから、選定しない。
		騒音	建設機械の稼働	検討対象とした他事業とは 5km 以上の十分な離隔があり、両事業の影響は重複が考えられないことから、選定しない。
			施設の稼働	検討対象とした他事業とは 5km 以上の十分な離隔があり、両事業の影響は重複が考えられないことから、選定しない。
	低周波音（超低周波音を含む。）	施設の稼働	検討対象とした他事業とは 5km 以上の十分な離隔があり、両事業の影響は重複が考えられないことから、選定しない。	
大気環境	振動	振動	工事用資材等の搬出入	検討対象とした他事業とは 5km 以上の十分な離隔があり、両事業の影響は重複が考えられないことから、選定しない。
水環境	水質	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	検討対象とした他事業とは 5km 以上の十分な離隔があり、水の濁りについては、沈砂池からの排水が各事業の対象事業実施区域周囲の河川へ流入するか否かを推定することから、選定しない。
その他の環境	その他	地形及び地質	土地の安定性	土地の安定性に対する影響は対象事業実施区域の近傍に限られることから、選定しない。
		風車の影	施設の稼働	検討対象とした他事業とは 5km 以上の十分な離隔があり、両事業の影響は重複が考えられないことから、選定しない。
動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	造成等の施工による一時的な影響	重要な種及び注目すべき生息地に対する影響は対象事業実施区域近傍に限られ、検討対象とした他事業とは 5km 以上の十分な離隔があることから、選定しない。	
植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	造成等の施工による一時的な影響	重要な種及び重要な群落に対する影響は対象事業実施区域近傍に限られることから、選定しない。	
		地形改変及び施設の存在	重要な種及び重要な群落に対する影響は対象事業実施区域近傍に限られることから、選定しない。	



表 6.1-10(2) 累積的な影響に係る環境影響評価の項目として選定しない理由

項 目		選定しない理由	
環境要素の区分		影響要因の区分	
生態系	地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	地域を特徴づける生態系に対する影響は対象事業実施区域近傍に限られ、検討対象とした他事業とは5km以上の十分な離隔があることから、選定しない。
		地形改変及び施設の存在、施設の稼働	地域を特徴づける生態系に対する影響は対象事業実施区域近傍に限られ、検討対象とした他事業とは5km以上の十分な離隔があることから、選定しない。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変及び施設の存在	検討対象とした他事業とは5km以上の十分な離隔があり、両事業の影響は重複が考えられないことから、選定しない。
廃棄物等	産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	産業廃棄物は各事業ごとに実行可能な範囲内で影響を回避又は低減することが必要となる項目であることから、選定しない。
	残土	造成等の施工による一時的な影響	残土は各事業ごとに実行可能な範囲内で影響を回避又は低減することが必要となる項目であることから、選定しない。

表 6.2-1(14) 水環境（水質及び土質）調査地点の設定根拠

調査地点		設定根拠
浮遊物質 及び流れの 状況	水質 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電機の設置予定範囲に近接する太櫓川の下流域。農業用水として利用されている河川とした。</li> <li>調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電機の設置予定範囲に近接する後志利別川。</li> <li>調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電機の設置予定範囲に近接するオチャラッペ川。農業用水として利用されている河川とした。</li> <li>調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電機の設置予定範囲に近接するパンケオイチャヌンペ川の下流域。農業用水として利用されている河川とした。</li> <li>調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電機の設置予定範囲に近接する濁川。</li> <li>調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電機の設置予定範囲に近接する太櫓川の中流域。農業用水として利用されている河川とした。</li> <li>調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電機の設置予定範囲に近接する太櫓川の上流域。農業用水として利用されている河川とした。</li> <li>調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電機の設置予定範囲に近接するパンケオイチャヌンペ川の上流域。農業用水として利用されている河川とした。</li> <li>調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電機の設置予定範囲に近接する善右衛門沢川。農業用水として利用されている河川とした。</li> <li>調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
	水質 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電機の設置予定範囲に近接するセイヨウベツ川。</li> <li>調査に必要な一定の水量の確保が可能である。</li> <li>安全を確保した上で人のアクセスが可能な場所である。</li> </ul>
土質の状況	土質 1	風力発電機の設置予定範囲の 3 種類の表層地質のうち、礫・砂の表層地質の範囲を調査地点とした。
	土質 2	風力発電機の設置予定範囲の 3 種類の表層地質のうち、砂岩・泥岩互層の表層地質の範囲を調査地点とした。
	土質 3	風力発電機の設置予定範囲の 3 種類の表層地質のうち、泥岩の表層地質の範囲を調査地点とした。



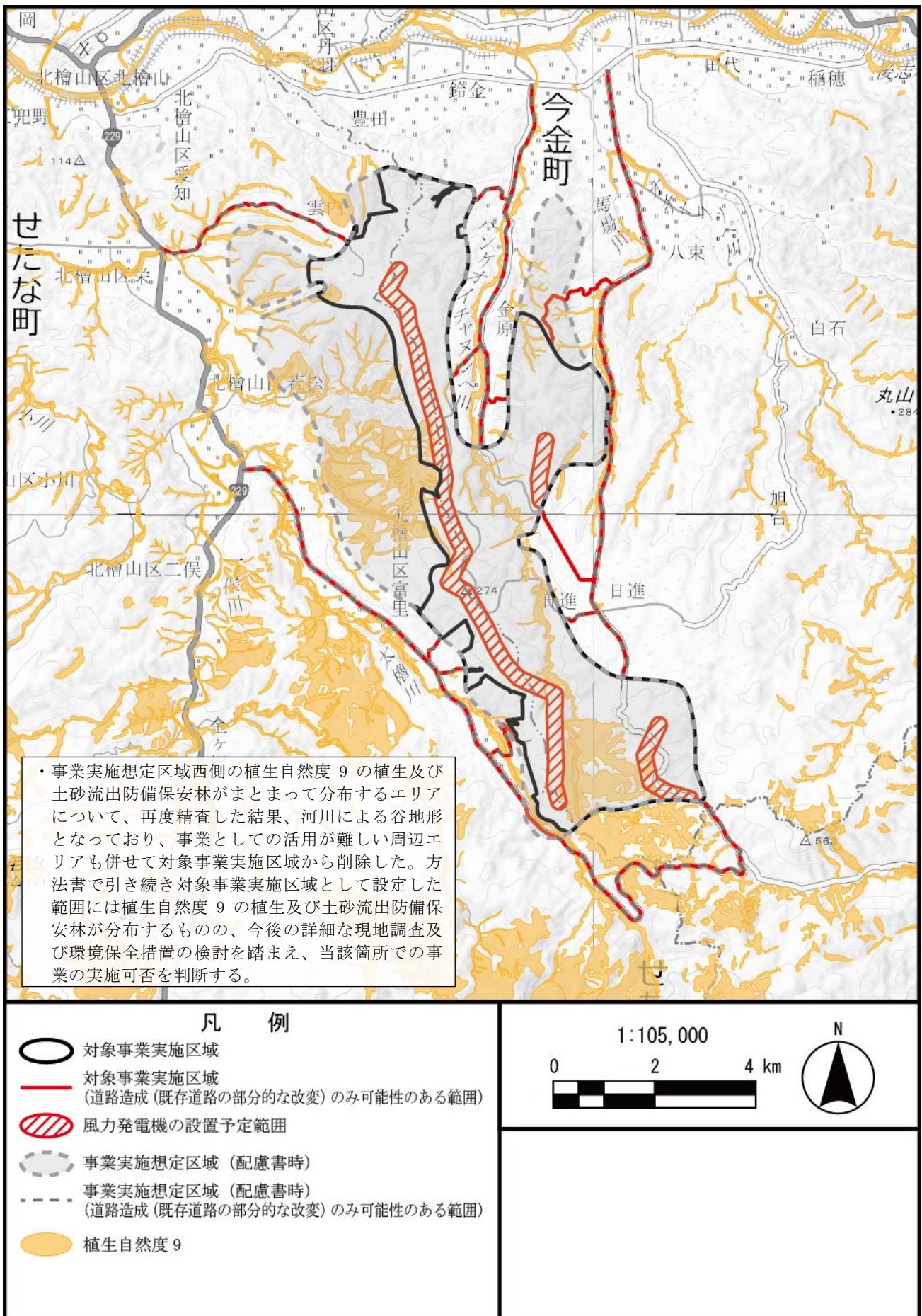


図 7.2-14(2) 配慮書段階と方法書段階との比較 (植生自然度 9 との重ね合わせ)